向日市都市整備部公営企業課

指定給水装置工事事業者に係る指定の更新について(通知)

平素から、本市上水道事業にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標題のことについて、貴社の指定有効期間が 令和〇年〇月〇日 をもって満了します。

指定の更新を希望される場合は、下記の書類を添えて手続きくださいますようお願いいたします。

記

- 2 受付場所 上植野浄水場2階 公営企業課(上植野町久我田17番地の1)
- 3 提出書類一覧表

	提出書類	様式等	留 意 事 項
1	指定給水装置工事事業者指定申請書	指定用紙(様式第1号)	FAX番号記入
2	住民票の写し	写し可	個人の場合のみ
3	登記事項証明書(履歷事項全部証明書)	写し可	法人の場合のみ
4	定款	写し可	法人の場合のみ
5	給水装置工事主任技術者免状(登録番号)	免状の写し添付	本人が確認できる写真
6	誓約書	指定用紙(様式第2)	
7	所有機械器具調書	指定用紙	
8	指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項	指定用紙	
9	給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)	指定用紙	
10	過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を 行うことができる技能を有する者の状況	指定用紙	

- ※ 証明関係は原則として3か月以内に発行されたものとします。
- ※ 原本・写しでの証明書等は、用紙をA4サイズに統一し、一覧表の番号順で提出してください。
- ※ 提出書類による審査を行います。
- ※ 市指定の様式は向日市ホームページの「向日市指定給水装置工事事業者一覧」から印刷することができます。
- ※ 郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。
- 4 向日市指定給水装置工事事業者証の交付について

交付日 交付決定後、連絡します。

交付場所 上植野浄水場2階 公営企業課(上植野町久我田17番地の1)

交付日の持ち物

印鑑(認め印 但し、ゴム印は除く。)

更新手数料 10,000円

指定給水装置工事事業者証(古い証)

5 お間い合わせ先

向日市都市整備部公営企業課総務経営係

TEL075-874-3870

FAX075-933-3999

指定給水装置工事事業者指定申請書(新規・更新)

向日市長 様

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

TEL

FAX

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役	:又はこれらに準ずる者)の氏名
氏名(フリガナ)	氏名(フリガナ)

事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水工事の事業を行う	
事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
給水装置工事主任技術者の氏名	
L	
当該給水区域で給水工事の事業を行う	
事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
給水装置工事主任技術者の氏名	

機械器具調書

令和 年 月 日現在

	1		774 +	- カーロ5 I	1
種 別	名	称	型式、性能	数量	備考

(注)種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏名又は名称
印

代表者氏名

向日市長 様

令和 年 月 日

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称

郵便番号、住所 〒

代表者氏名

電話番号

①指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間(修繕対応時間もご記入くた	ごさい)	
休業日:	営業日	l :	修繕対応時間:
漏水等修繕対応の可	否		
(該当部に○をつけ	てください。詳細な内容を	を記入することも可能	
屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕		
その他 ()
対応工事種別 (新記	殳・ 改造等)		
配水管からの分岐	~ 水道メーター (新設 改造)	
水道メーター	~ 宅内給水装置 (新設 改造)	
その他			
※ 業務内容に変更な	バ生じた場合は、速やかに	指定した水道事業者にその旨	旨を届け出るようお願いします。

②給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36 条

法第25 条の8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日

外部研修については、<u>受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。</u> 自社内研修については、研修内容を記載して下さい。 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

③過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36 条

法第25 条の8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□ 「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者	配水管への分水栓の	資格等を有しているか (〇×を記入)	
の氏名	取付・せん孔、給水		工事
(公表対象外)	管の接合、いずれの	保有している資格等	年度
	経験も有しているか		十及
	(〇×を記入)		

- ※以下に示す保有資格等(下線部)を記載し、写しを添付してください。
- ①水道事業者による講習等の修了により資格を与えられた配管工の証明書
- ②職業能力開発促進法第44 条に規定される配管技能検定合格証書
- ③職業能力開発促進法第24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書
- ④給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証
- 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。